



# 石岡市危険ブロック塀等撤去補助事業



石岡市では、災害時における安全確保を目的とし、通学路や避難路等に面した危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助いたします。

※危険ブロック塀等・・・道路からの高さが80センチメートルを超える組積造又は補強コンクリートブロック造の塀で、倒壊の恐れがあるとして市長が認めるもの

## 1 補助の対象及び注意点

(補助対象となる塀)

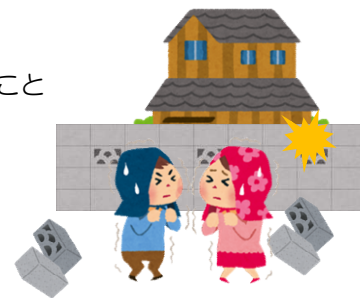
- ① 石岡市の区域内に存すること
- ② 市内小中学校が指定する通学路又は石岡市地域防災計画に定める緊急輸送道路若しくは避難路に面していること(ただし私道に面するものは除く)
- ③ 建築基準法第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象でないこと
- ④ 対象となる塀がある敷地が販売を目的とする敷地でないこと
- ⑤ 同一敷地内において、塀等に係る補償や補助金等の交付を受けていないこと

(補助対象者)

- ① 上記補助対象となる塀の所有者又は管理者であること
- ② 市税等を滞納していないこと
- ③ 暴力団員及び暴力団関係者でないこと

(補助対象事業の施工者)

建設業法に規定する建設業者(建築工事、土木工事、解体工事)又は建設リサイクル法に規定する解体工事業者であること



## 2 補助金額

次のいずれか少ない額

- 1 補助対象工事費(業者見積額) × **3分の2** の額
- 2 撤去する塀の面積 × **1万円/㎡** の額

**限度額 10万円**

## 3 募集期間

令和8年10月30日(金)まで

※本補助金は、着手前の申請となります。すでに着手してしまってる場合、補助金の交付は受けられませんので、ご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課  
住所：茨城県石岡市石岡1-1-1  
電話：0299-23-5526(直通)  
FAX：0299-22-6070

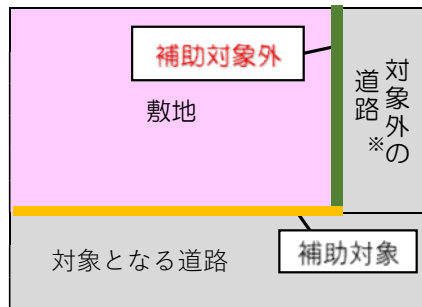
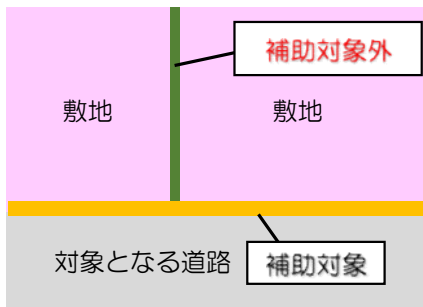
### ブロック塀の安全対策に関する情報

石岡市役所建築住宅指導課ホームページURL  
<https://www.city.ishioka.lg.jp/page/page005374.html>



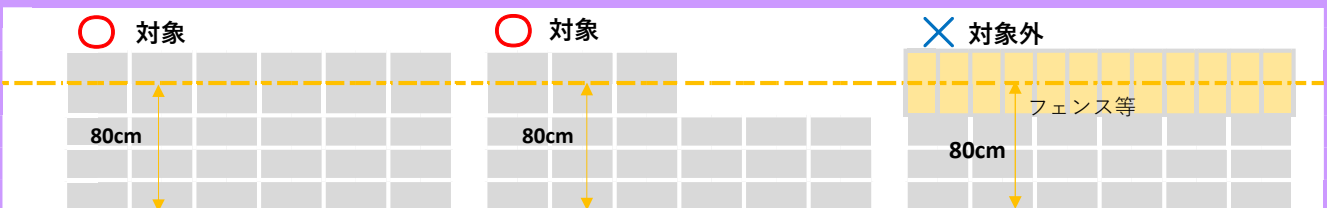
# 対象となる危険ブロック塀等とは

## ○緊急避難路又は通学路に面していること



- ※対象外の道路
- ・石岡市地域防災計画における避難路、緊急輸送道路でなく、通学路としても利用されていない道路
  - ・私道 等

## ○道路からの高さが80cmを超える塀であること



・塀の高さが80cmを超えるため、補助の対象。

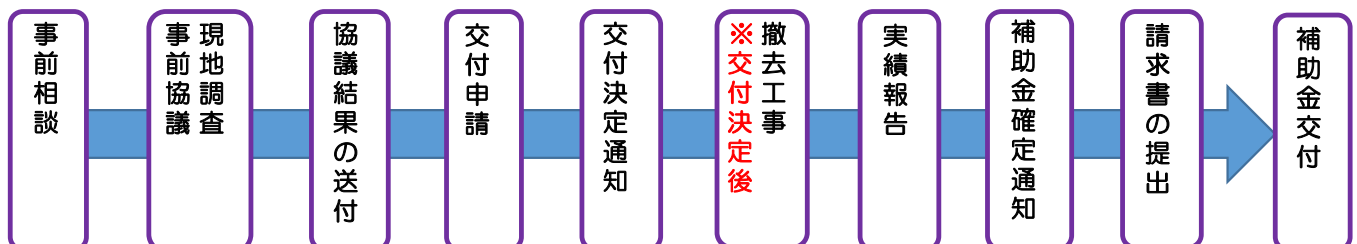
・塀の高さの平均が80cmを超える場合、補助の対象。

・塀の高さは80cmを超えるが、組積造部が80cmを超えないため、補助の対象外。

## ○下記チェックリストのうち、1つでもチェックが付かない場合は基準と異なります

項目	基準		チェック欄
	補強コンクリートブロック塀	組積造の塀 (れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)	
①塀の高さ	塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から2.2m以下か。	塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から1.2m以下か。	<input type="checkbox"/>
②塀の厚さ	塀の厚さは十分か 塀の厚さは10cm以上か。 ※塀の高さが2.0mを超え2.2m以下の場合は15cm以上	塀の厚さは十分か 塀の高さの1/10以上の厚さがあるか。	<input type="checkbox"/>
③控え壁	控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合） 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。	控え壁はあるか 塀の長さ4.0m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。	<input type="checkbox"/>
④基礎	基礎があるか コンクリートの基礎があるか。	基礎があるか コンクリートの基礎があるか。	<input type="checkbox"/>
⑤塀の健全性	塀は健全か 塀に傾き、ひび割れ等はないか。	塀は健全か 塀に傾き、ひび割れ等はないか。	<input type="checkbox"/>

## 手続きの流れ



※事前相談及び申請受付後の審査には期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。